

## 風力発電設備の接続可能量（30日等出力制御枠） への到達について

2019年2月7日  
北陸電力株式会社

昨日、当社の風力発電設備の接続契約申込量（接続済みを含む）が接続可能量（30日等出力制御枠）59万kWに達しましたので、お知らせいたします。

当社の風力発電設備の接続可能量（30日等出力制御枠）は、2017年10月に開催された国の新エネルギー小委員会の系統ワーキンググループにおける検証結果に基づき、59万kWと設定しております。

昨日（2月6日）、風力発電設備の接続契約申込量（接続済みを含む）が59万kWに到達したことから、これ以降に接続契約申込みをいただく事業者さまについては、指定電気事業者制度<sup>※</sup>により、出力制御に対する補償がない接続契約となります。

当社といたしましては、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて最大限の取組みを行ってまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以 上

※ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、30日等出力制御枠を超える再生可能エネルギー設備への接続が見込まれる電気事業者に対して経済産業大臣が指定するもの。当社は、風力発電設備について、2017年9月19日に指定された。

添付資料：風力出力制御ルールの概要

## 風力出力制御ルールの概要

### ① 風力出力制御のルール

北陸エリアの火力・バイオマス発電の出力抑制や、連系線を活用した北陸エリア外への送電を行ってもなお、電力の供給量が需要量を上回ることが想定される場合、太陽光・風力を出力制御させていただくことがあります。風力の出力制御には以下のルールがあります。

#### ・ 720 時間ルール

年間 720 時間以内の出力制御は無補償での契約となるルール。

#### ・ 指定ルール

国から指定を受けた一般送配電事業者のエリアにおいて、接続契約申込量（接続済みを含む）が接続可能量（30 日等出力制御枠）を超えた申込みの発電設備から、年間 720 時間を超える出力制御に対しても補償がない契約となるルール。

風力発電設備の接続申込に係る出力制御の取扱いについて

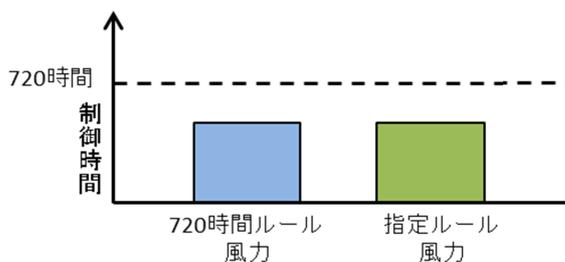
設備容量	接続申込受付日		以降 接続可能量到達後 (指定ルール)
	2017 年 9 月 18 日まで	2017 年 9 月 19 日から 2019 年 2 月 6 日の 接続可能量到達前まで	
20kW 未満	(出力制御対象外)		無制限・無補償
20kW 以上	年間 720 時間まで無補償		

→ 接続可能量 59 万 kW 到達以前の申込み
→ 59 万 kW 到達後の申込み

### ② 風力出力制御におけるイメージ

<出力制御が年間上限に到達しない場合の出力制御割当て>

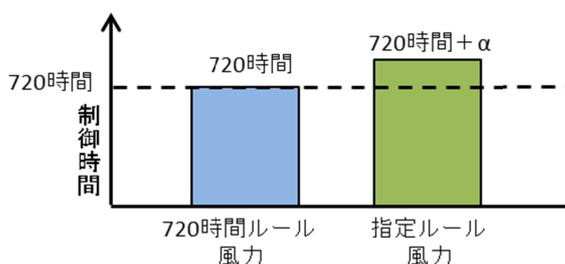
年間単位で各出力制御ルールごとに公平に出力制御を割当てます。



<出力制御が年間上限を超過した場合の出力制御割当て>

指定ルール以外は年間出力制御日数（時間）を最大限活用します。

年間上限を超えた出力制御必要量（ $\alpha$ ）は、全て指定ルールへ割当てます。



### ③風力出力制御見通し

#### 指定ルール風力の出力制御見通し算定結果

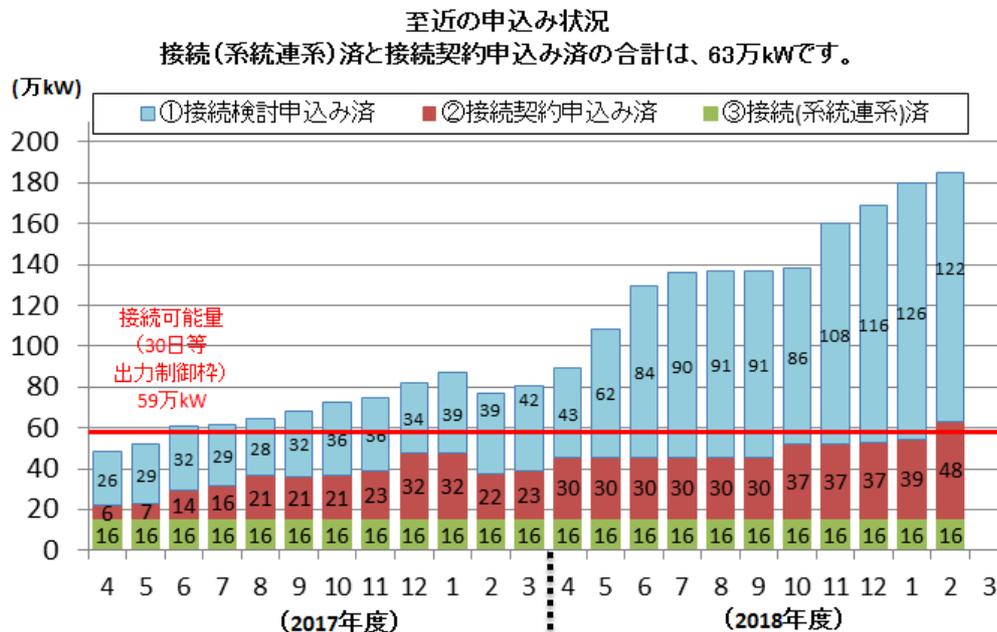
(太陽光 110 万 kW、風力 59 万 kW を前提)

指定ルール追加導入量	連系線活用量		出力制御時間(時間)	出力制御量(百万kWh)	出力制御率(%)
	(%)	(万kW)※			
+30万kW (合計89万kW)	0	(0)	1,854	122	20.8
	50	(80.5)	238	16	2.7
	100	(161)	33	3	0.6
+60万kW (合計119万kW)	0	(0)	2,022	270	23.1
	50	(80.5)	259	40	3.5
	100	(161)	50	10	0.8
+90万kW (合計149万kW)	0	(0)	2,252	454	25.9
	50	(80.5)	323	75	4.3
	100	(161)	57	18	1.0

※ () 内の値は年平均の連系線活用量(万kW)を示す

- 出力制御見通しは、一定の前提条件に基づいた算定結果であり、実際の出力制御時間等を保証するものではありません。

(参考) 風力発電の申込み状況



※ 既設設備が固定価格買取制度開始後に設備認定に移行した分も含む  
 ※ 四捨五入のため、合計値と一致しない場合があります。

以上